

宇部市短期集中予防サービス（通所型C）業務委託に係る募集要項

この要項は、宇部市短期集中予防サービス（通所型C）の実施に係る業務受託事業者を選定するために必要な事項を定める。

1 業務内容

（１）業務名

宇部市短期集中予防サービス（通所型C）hope

（２）委託期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

（３）業務内容

別紙「宇部市短期集中予防サービス（通所型C）業務委託仕様書」のとおり

（４）予定人数（１月当たり）

基本圏域（地区）※	人数
東部（東岐波、川上、西岐波、常盤）	60 人
西部（西宇部、厚南、黒石、原）	60 人
中部（上宇部、小羽山、新川、鵜の島、藤山）	60 人
北部（厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部）	20 人
南部（恩田、岬、見初、神原、琴芝）	60 人

※ 基本圏域：上記５圏域のうち、事業所がある圏域。

ただし、北部については事業所がある地区を基本圏域とする。

（５）募集事業者数

原則、基本圏域毎に事業者を募集し、各基本圏域内の予定人数を受け入れできる事業者数を募集する。

ただし、応募状況によっては基本圏域外での実施についても委託する場合がある。

2 応募資格

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （１）本市の介護予防・日常生活支援総合事業のサービス、本サービスの趣旨を理解し、円滑な事業の運営と実施ができること。
- （２）本サービスを実施する事業所を宇部市内に有する指定介護事業所、医療機関等であること。
- （３）国に納付すべき「法人税」及び「消費税及び地方消費税」及び宇部市に納付すべき市県民税（個人・法人）、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- （４）地方自治施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- （５）公募開始の日から契約締結日までの間において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２

- 25号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。(手続開始決定後は除く。)
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (8) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する団体)及び宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定による団体)に該当しないこと。
- (9) 個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

3 応募方法等

(1) 提出書類

- ア 宇部市短期集中予防サービス(通所型C)実施申請書
- イ 従業者の資格証の写し
- ウ 実施場所の外観及び内部が分かる写真
- エ 参加資格審査調書

(2) 提出期限

令和7年7月4日(金) 17時15分必着

(3) 提出場所

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出方法

郵送又は持ち込み

4 事業者の決定について

提出された申請書を総合的に判断し、審査終了後、審査結果通知書により通知するものとする。

5 募集に関する質問の受付

(1) 提出期限

令和7年6月20日(金) 17時必着

(2) 提出方法

質問書を電子メールで「7 問い合わせ先」に提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年6月27日(金)を目途に、提出された全ての質問とその回

答をまとめて本市ウェブサイトに掲載する。なお、質問した事業者名は公表しない。

6 その他

- (1) 申請に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 申請書を含む関係書類に虚偽の記載をした場合は、申請書を含む関係書類を無効とする。

7 問い合わせ先

宇部市健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係

電話番号：0836-34-8303

F A X：0836-22-6026

メールアドレス：t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp